

TKN社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 高野 裕之

連絡先: 〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-58-13  
電話 : 03-6315-8830  
FAX : 03-3795-9021  
e-mail : sharoushi-takano@support.email.ne.jp  
URL : http://www.tkn-sr.jp



## これからの女性の働き方 ～女性管理職は増加していくか？～

### ◆半数以上が「今の職場は働きづらい」と回答

株式会社マイナビが、同会員サイトの未婚の20代女性(466人)を対象に実施した「女性の働き方に関する調査」によると、「今の会社は女性にとって働きやすいと思いますか?」という質問に対し、半数以上の51.5%(前年比3.5ポイント増)が「働きやすいと思わない」と回答してことがわかりました。

理由としては、以下のことが挙げられました。

- ・女性の管理職がほとんどいない(47.1%)
- ・待遇・評価制度がしっかりしていない(41.2%)
- ・福利厚生が充実していない(39.6%)

### ◆「会社内に目標としたい女性がいらない」も半数以上

また、「今の会社に将来モデル(目標)にしたいと思える女性の上司・先輩はいますか?」という問いには、56.6%(前年比0.3ポイント増)が「いない」と回答しました。

女性の管理職登用・推進についてのコメントを見ても、「女性管理職が増えれば、相談などもしやすくなる」「育児や出産に対する制度の制定へ前進するきっかけになると思うから」という声があり、女性が働きやすい職場環境へ導くような同性の管理職の存在を必要としている女性が多いことがわかりました。

### ◆「女性役員の増員を検討」25%

また、日本経済新聞社が「女性役員の登用」について、社長100人に行ったアンケート調査の結果によると、「今後も人数を増やすつもりだ」と回答した人は25.0%となり、「今のところ増やす考えはない」の6.1%を大きく上回りました。「登用を検討中」という回答も17.6%ありました。

上記の調査結果からも、今後も女性の職場における役割はますます高まり、それに合わせ職場環境も改善させることが予想されます。

## 最近の「団体交渉」と「労働争議」に関する状況

### ◆5年ごとの調査

厚生労働省では、労働組合の団体交渉の実態、労働争議の手続き等の状況を明らかにすることを目的として、5年ごとに「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を行っていますが、このほど、平成24年の結果が公表されました。

調査の対象は、民営事業所における労働組合員数規模30人以上の労働組合(単位組織組合ならびに単一組織組合の支部等の単位扱組合および本部組合)です。

### ◆団体交渉の状況は?

調査は、平成24年6月30日現在の状況について同年7月に調査を行い、4,891労働組合のうち3,147労働組合から有効回答が得られました(有効回答率64.3%)。

まず、団体交渉(以下、「団交」という)の状況ですが、団交を行った労働組合は66.6%(前回69.5%)で、団交を行った労働組合のうち1回平均の所要時間は「1時間未満」が23.5%(前回19.6%)、「1～2時間未満」が49.0%(前回54.2%)でした。

#### ◆労使間の話合いの状況は？

団交を行った事項のうち割合が多かった事項のベスト3は次の通りです。

- (1)「賃金額の改定」52.8%
- (2)「賃金制度」37.9%
- (3)「所定外・休日労働」24.1%

また、労使協議機関で話合いを行った事項のうち割合が多かった事項のベスト3は次の通りです。

- (1)「職場環境」44.7%
- (2)「健康管理」41.7%
- (3)「所定外・休日労働」37.4%。

なお、「正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件」について話合いを行った労働組合は30.1%(前回27.7%)でした。

#### ◆労働争議の状況は？

労働争議があった労働組合は3.7%(前回5.4%)で、労働争議があった労働組合のうち、ストライキなどの争議行為があった労働組合は75.6%(前回87.8%)でした。

### 業務中の居眠りによるパソコン入力ミスで会社に大損害！？

#### ◆居眠りが裁判沙汰に

寝不足等が原因で仕事にウトウト…。誰しもそのような経験があると思いますが、海外では居眠りが原因で「会社にあわや大損害」という事態が起き、裁判沙汰にまでなってしまったそうです。

#### ◆一瞬の居眠りが…

ドイツの銀行で、行員がパソコンの操作中に一瞬だけ居眠りをしてしまい、大金(日本円で約287億円)を誤って送金しそうになりました。

銀行は、事態を重くみて上司である女性(48歳)を解雇処分としましたが、労働裁判所は「重大ミスではあるものの、意図的ではなく解雇理由にはならない。譴責(けんせき)にとどめるべき」との判断を下し、女性の復職と賠償金の支払いを命じました。

#### ◆行員の居眠りとミスの状況

この行員は、パソコンで送金額(62.4ユーロ)を入力すべきところ、キーボードに指を置いたまま一瞬居眠りをし、誤って「2億2,222万2222.22ユーロ(約287億円)」と入力してしまいました。

その後、ミスが判明して修正されましたが、銀行は「上司が監督責任を果たさず、誤入力を見逃した」として解雇処分としましたが、上司の女性は「処分は不当である」と訴えていました。

#### ◆効果的な「昼寝」の活用

居眠りをしてしまいそうなほど眠いときに、効果的なのは「昼寝」です

昼寝研究の第一人者と言われている、カリフォルニア大学のサラ・メドニック氏は、「1時間半の昼寝は一晩分の睡眠に等しい」と主張しています。

会社で1時間半もの昼寝をすることは現実的には不可能ですが、昼休みの時間を利用して10分～数十分程度の昼寝をするだけでも、疲労回復により、午後の業務の効率アップにつながります。最近では、昼寝用の専用部屋を用意する企業もあるようです。

もっとも、午前中に居眠りをして業務に支障をきたしてしまつては、何にもなりません…。

### 8月1日より変更される雇用保険の基本手当日額

#### ◆賃金日額・基本手当日額の変更

厚生労働省発表の「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により毎年8月1日に見直される雇用保険の賃金日額の上限額・下限額が、2012年度の平均定期給与額が前年比で約

0.5%減少したことから、いずれも若干の引下げとなりました。

これにより賃金日額に基づいて算定される基本手当日額の支給額も減額となる場合があり、対象となる方には2013年8月2日以降の認定日に返却される受給者資格者証に印字して通知されます。

なお、変更後の基本手当日額は、全年齢の下限額が1,848円です。上限額は、29歳以下は6,405円、30～44歳は7,115円、45～59歳は7,830円、60～64歳は6,723円です。

さらに、基本手当日額以外にも、今回の変更に伴い、下記の雇用保険給付について支給額等の変更が生じます。

#### ◆就業促進手当の上限額の変更

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の上限額も変更となり、就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額が、59歳以下で1,752円、60～64歳で1,418円となります。

#### ◆高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更

高年齢雇用継続給付の支給限度額は34万1,542円となり、最低限度額は1,848円となります。支給対象月に支払われた賃金の額が支給限度額以上であるとき、また、高年齢雇用継続給付として算定された額が最低限度額を超えない場合は、高年齢雇用継続給付は支給されません。

なお、支給額算定に用いる60歳到達時等の賃金月額については、上限額が44万8,200円、下限額が6万9,300円となります。

#### ◆育児休業給付の支給限度額の変更

初日が2013年8月1日以後である支給対象期間の育児休業給付については、上限額が21万3,450円となります。

#### ◆介護休業給付の支給限度額の変更

初日が2013年8月1日以後である支給対象期間の育児休業給付については、上限額が17万760円となります。

## 精神障害の労災認定件数が過去最高

#### ◆脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況

厚生労働省が、平成24年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を発表しました。これは、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況についてまとめたものです。

くも膜下出血などの「脳血管疾患」や、心筋梗塞などの「心臓疾患」は、過重な仕事の原因で発症する場合があります。これにより死亡した場合は「過労死」とも呼ばれています。

#### ◆精神障害の労災認定件数が過去最多に

今回注目すべきは、精神障害の労災申請自体は前年より若干少なくなりました(1,257件)が、労災認定件数が475件(前年度比150件増)となり、過去最多となったことです。

その内容を見ると、昨今、行政による是正指導でも多く指摘されている事項が並んでいます。

業種別では、製造業や卸・小売業、運輸業、医療・福祉といった業種が多くなっています。

#### ◆仕事量・内容の変化、嫌がらせ・いじめに注意

次に、出来事別に支給決定件数をみると、(1)仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった、(2)(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、(3)悲惨な事故や災害の体験、目撃をした、の順に多くなっています。

また、増加件数としては、(1)1カ月に80時間以上の時間外労働を行った(前年度比29件増)、(2)(重度の)病気やケガをした(同27件増)、(3)上司とのトラブルがあった(同19件増)、(4)セクシュアルハラスメントを受けた(同18件増)、(5)(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた(同15件増)の順に多くなっています。

#### ◆体調の管理と併せて労働時間の管理も

「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」という部分については、脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1カ月平均)別支給決定件数を見ても、飛躍的に発症件数が増えてくるところです

ので、会社の労働時間の管理が非常に重要であることがわかります。

時間外労働が多いと睡眠不足など体調の管理も難しくなり、こうした労災の発生につながってくることも考えられます。

暑い時期になり、熱中症が例年になく多く発生しているようです。今年は体調の管理と併せて、労働時間の管理についても見直してみてもいかがでしょうか。

## 8月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

### 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

### 9月2日

- 個人事業税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

## 当事務所よりひと言

暑中お見舞い申し上げます。

本年度の雇用関係の助成金が、出揃いました。

本号のTKN通信に「平成25年度 雇用関係助成金のご案内(簡略版)」を同封いたしましたので、受給対象に該当する事業所様においては、支給申請をお勧めします。

当事務所では、助成金の申請についても積極的にお手伝いをしております。

支給が決定されるケースばかりではありませんが、まずは自社が受給要件に該当するかどうか、自社状況を把握することが、重要です。

(高野 裕之)